

別表第 1 1 東京支店の業務区域（建築物に関する申請手数料）

床面積の合計		手数料の額（単位：円）		
		建築確認	中間検査	完了検査
100㎡以内	法6条の4該当	30,000	35,000	40,000
	上記以外	55,000	50,000	55,000
100㎡を超え200㎡以内	法6条の4該当	40,000	45,000	45,000
	上記以外	75,000	65,000	65,000
200㎡を超え500㎡以内	法6条の4該当	55,000	70,000	70,000
	上記以外	100,000	90,000	95,000
500㎡を超え1,000㎡以内		150,000	110,000	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		220,000	160,000	160,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		280,000	220,000	240,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		360,000	270,000	290,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		440,000	290,000	320,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内		610,000	400,000	420,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内		830,000	550,000	600,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内		1,050,000	650,000	750,000
50,000㎡を超える		1,320,000	800,000	1,200,000

※ 申請建築物が法6条の4第1項第3号に該当するものであっても、法第86条の7の適用を受けるものは、上記表の「上記以外」該当欄を適用します。

※ 中間検査又は完了検査で、直前の確認済証交付又は中間検査合格証の交付がジェイ・イーでないものについては、各検査の手数料に確認審査手数料の1/2を加算します(200㎡以上を対象とします)。

※ 計画変更において、大きな敷地にある申請建築物の配置の変更で十分に問題なく再審査が不要な場合など、審査の手間がほとんどかからないものは、上記表の「法6条の4」該当欄を適用するなど、程度に応じて減額します。

※ 仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料

完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積に応じたこの表の完了検査の欄に掲げる額に、別表第11の5に掲げる額を加算した額とします。

ただし、完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積が100㎡以下の場合には、この表の完了検査の欄で100㎡以下の欄に掲げる額に、別表11の5の手数料から、検査に要する時間の程度によって減算した額を、加算します。

別表第11の2 東京支店の業務区域（建築物に関する確認申請手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）					
	審査の種類					
	避難安全 検証法 階避難/全館避難 階数1 (全館避難階数2 以上の場合)	耐火性能検証法 防火区画検証法	限界耐力計算 エネルギー法	天空率	日影図	特定天井 (落下防止措置 を講じる場合)
500㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000	確認申請 手数料 の 10%	5,000	100,000 (200,000)
500㎡を超え 1,000㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000			150,000 (300,000)
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000			200,000 (400,000)
2,000㎡を超え 10,000㎡以内	60,000 (80,000)	50,000	50,000			200,000 (400,000)
10,000㎡を超え 50,000㎡以内	80,000 (100,000)	75,000	75,000			200,000 (400,000)
50,000㎡を超える	120,000 (150,000)	110,000	110,000			200,000 (400,000)

別表第11の3 東京支店の業務区域（ルート2基準審査に関する確認申請手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	160,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	180,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	250,000
50,000㎡を超える	450,000

法第6条の3第1項ただし書きに規定（施行令9条の3で規定する、確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）する審査を広島本社で行います。

別表第11の4 東京支店の業務区域（構造計算適合性判定が必要な確認申請に係る整合性調整費付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	15,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	
2,000㎡を超え10,000㎡以内	25,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	30,000
50,000㎡を超える	

※ 1棟毎の加算額（整合性調整に時間を要しないものは、その程度により減額します。）

別表第11の5 東京支店の業務区域（仮使用認定申請に関連する手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	20,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	
2,000㎡を超え10,000㎡以内	30,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	50,000
50,000㎡を超える	
建築設備又は工作物	15,000

注1 申請部分の延床面積に応じた別表第11の完了検査の欄に掲げる額に、別表第11の5に掲げる額を加算した額とします。

注2 建築設備又は工作物については、建築物と同時申請する場合は、この付加手数料は不要とします。

別表第11の6 東京支店の業務区域（審査に多くの時間や費用を要する審査の手数料付加分）

項 目	手数料の額(単位:円)
・ 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物で、施行令第10条第3号又は第4号に定める各条項の審査を付加する場合	5,000
・ Midas i gen、STAN/3Dの構造計算ソフトを使用して構造の安全性を検討しているもの	10,000
・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性について、仕様規定で審査する場合	5,000
・ 法第20条第4号のロにより、土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性について審査する場合	10,000
・ 敷地の安全性について土木工学的に安全の検討を要するもの	別途見積り
・ 平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全であることを確かめるもの（特定行政庁の扱いにより認められる場合）	別途見積り
・ 本受付後においても設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、受付前に予測した審査時間よりも膨大な時間を要したものの、又は申請者の都合により審査時間を短縮するもの	別途見積り ※
・ 既存建築物の適法性の確認に相当の時間を要するもの	別表第1の50%以下 ※
・ 通常の審査では行わない予想外の審査事項がある場合	別途見積り

※ 受付後、審査に相当の時間を要した場合など審査手数料を増額する場合は、追加請求書を発行します。

別表第11の7 東京支店の業務区域（省エネ適判建築物完了検査手数料付加分）

対象建築物	手数料の額（単位：円）
ホテル、病院、児童福祉施設等 ※1	別表第11の額の20%
工場、自動車車庫等 ※2	別表第11の額の10%
その他（08990）	別表第11の額の20%

※1 下記の※2及び用途区分コード08990以外の建築物

※2 用途区分コード08310,08320,08340,08350,08360,08410,08420,08430,08490,08500,08510,08520,08610,08620の建築物

注) 複合用途の場合は、面積により按分します。

省エネ適判適合判定時に、第三者機関の証明書等が添付され、完了検査時点で当該設備が変わっていないなど、検査が大幅に簡素化する場合は、その度合いにより減額することがあります。

別表第12 東京支店の業務区域（床面積の算定方法：確認申請）

		床面積の算定		
		直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が		
		ジェイ・イー	ジェイ・イー以外	
新築 改築 移転	新規	延べ床面積		
	計画変更	計画変更により増加した部分 +増加以外の変更部分の1/2	延べ床面積	
	ジェイ・イーでの 審査を取り下げ後、 概ね同一の計画を再申請	直前の手続き時に算定した床面積の1/2		
増築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更	新規	同一棟のみ	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/4 ※1	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1
		別棟あり	計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/4 ※1 +既存別棟の1/8 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)	計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1 +既存別棟の1/4 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)
	計画 変更	同一棟のみ	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/2	
		別棟あり	計画変更により増加した部分 +増加以外の変更部分の1/2※1	計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1 +既存別棟の1/4 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)
	ジェイ・イーでの審査を 取り止め後、 概ね同一の計画を再申請		直前の手続き時に算定した床面積の1/2	

※1 増築、大規模な修繕、大規模な模様替、用途変更の場合における既存部分の床面積の算定方法は、既存建築物部分の適法性が検査済証(法第12条第5項による報告書が特定行政庁に受理されたものを含む)により確認できる場合のもの。

上記以外の場合(既存建築物の検査済証が交付されていない場合、検査済証を交付されていても、その後修繕等がなされているもの)は、床面積算定式で1/2、1/4又は1/8を乗じないことを原則として算定するものとします。(不適合条項毎による審査の手間により、減額します。)

※2 別棟の上限:2,000㎡は、1/4又は1/8を乗じる前の既存別棟建築物の床面積が2000㎡を超えた場合は、2000㎡とするもの。上記※1の既存部分の適法性が確認できない場合は、当該限度面積は適用しません。

別表第13 東京支店の業務区域（床面積の算定方法：中間検査）

区分		特定工程	床面積の算定
階数が3以上の共同住宅		2階の床及びこれを支持する梁の配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
建設地の特定行政庁が指定する工程	基礎	基礎配筋完了時	最下層の床面積
	木造	屋根工事完了時	延べ床面積
		全軸組緊結完了時 小屋組完了時	
	RC造	最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下階から2つ目の床面積
		地階を除く地上2階の床配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
	S造	1階鉄骨建て方完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
		軸組の接合完了時	延べ床面積
	SRC造	軸組の接合完了時	延べ床面積
最下階から2つ目の床版配筋完了時		最下層の床面積+最下階から2つ目の床面積	

注 複数の特定工程・工区分け等で、中間検査を2回以上実施する場合は、それまでに実施した中間検査の対象床面積を除いた面積とします。

別表第14 東京支店の業務区域（床面積の算定方法：完了検査）

区分		床面積の算定
新築 改築 移転	新規	延べ床面積
増築 大規模の修繕 大規模の模様替え	同一棟のみ	計画部分 +計画部分以外の既存部分の1/4 ※1
	別棟あり	計画部分 +同一棟の計画部分以外の既存部分の1/4 ※1 +別棟の1/8（別棟の上限：500㎡） ※2

※1 別表第12の※1と同じ

※2 別表第12の※2の2,000㎡を500㎡と読み替えて適用します。

別表第15 東京支店の業務区域（建築設備に関する申請手数料）

設備	一基当たりの手数料の額（単位：円）	
	確認申請	完了検査
昇降機（エレベーター、エスカレーター）	22,000	32,000
昇降機（ホームエレベーター）	20,000	30,000
小荷物専用昇降機	18,000	25,000
計画変更	10,000	

注1 確認の申請において、既存建築物の適法性が検査済証等の添付のみでは証明できず、別途審査が必要な場合、上記の手数料に別表第11及び別表第12による手数料を加算します。

注2 仮使用認定を受けた建築設備の完了検査手数料

建築設備で建築物と同日で検査する場合の手数料の額は5,000円とし、別途検査日とする場合は、10,000円とします。

別表第16 東京支店の業務区域（工作物に関する申請手数料）

工作物		一の申請に係る手数料の額（単位：円）	
		確認申請	完了検査
令138条第1項（煙突・鉄柱・広告塔・高架水槽・擁壁等） 令138条第2項（昇降機・高架の遊戯施設等）		30,000	30,000
令138条第3項（製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等）		50,000	50,000
変更申請の場合			
令138条第1項 令138条第2項 令138条第3項	確認を受けた工作物を 変更して再提出する場合	10,000	/

注1 確認の申請において、既存建築物の適法性が検査済証等の添付のみでは証明できず、別途審査が必要な場合
上記の手数料に別表第11及び別表第12による手数料を加算します。

注2 仮使用認定を受けた工作物の完了検査手数料

工作物で建築物と同日で検査する場合の手数料の額は5,000円とし、別途検査日とする場合は、10,000円とします。

別表第17 東京支店の業務区域（出張費・交通費）

（単位：円）

区 分		出張費	交通費	合計額
都道府県	地 域			
北海道	札幌市、函館市、旭川市	15,000	別途実費等加算	
	上記以外の地域	別途実費等加算		
岩手県	盛岡市	15,000	30,000	45,000
	上記以外の地域	別途実費等加算		
宮城県	仙台市	15,000	25,000	40,000
	上記以外の地域	別途実費等加算		
福島県	福島市、郡山市、いわき市	15,000	25,000	40,000
	上記以外の地域	別途実費等加算		
埼玉県	東松山市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、 飯能市、入間市、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、桶川市、 上尾市、蓮田市、白岡市、幸手市、久喜市、北本市、杉戸町、 宮代町、伊奈町、川島町、吉見町、鳩山町、越生町、毛呂山町	0	5,000	5,000
	深谷市、本庄市、秩父市、上里町、神川町、美里町、長瀨町、 寄居町、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、小鹿野町、東秩父村	15,000	10,000	25,000
千葉県	白井市、印西市、佐倉市、四街道市、八街市、成田市、 富里市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、茂原市、栄町、 酒々井町、芝山町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、 長柄町、長生村	0	5,000	5,000
	香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、 大網白里市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、 南房総市、館山市、鋸南町、御宿町、大多喜町、神崎町、 東庄町、多古町、横芝光町、九十九里町	15,000	10,000	25,000
東京都	奥多摩町、檜原村	15,000	10,000	25,000
神奈川県	相模原市（南区、中央区）、座間市、大和市、綾瀬市、 海老名市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、横須賀市、 三浦市、寒川町、葉山町	0	3,000	3,000
	厚木市、伊勢原市、平塚市、秦野市、小田原市、愛川町、 松田町、大井町、中井町、二宮町、大磯町、開成町、清川村	0	5,000	5,000
	相模原市（緑区）、南足柄市、山北町、箱根町、湯河原町、 真鶴町	15,000	10,000	25,000

※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における上記以外の地域については、出張費及び交通費を加算しません。